随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	地域クラブ推進課		
案　　件　　名	学校部活動の地域展開に係る生徒送迎支援業務委託		
案 件 の 概 要	地域クラブ活動の活動場所までの移動における生徒送迎支援（スクールバスの活用）		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和　8　年　4　月　1　日	契約の相手方	有馬運輸株式会社
契　約　金　額	2,919,840 円　（うち消費税相当額　265,440 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　9　年　3　月　20　日　まで		
随意契約とした理由	三田に住むこどもたち誰もがやりたいことができるよう多様な地域クラブの設置を目指して学校部活動の地域展開の取り組みを進めているが、学校により地域クラブの設置状況は異なり、活動場所までの移動については課題の1つとなっている。 そこで、スクールバスを活用した送迎支援を行うことにより、こどもたちが安心・安全に地域クラブ活動の活動場所まで移動できる環境を整え課題解決を図る必要がある。 本事業は、教育委員会が所有するマイクロバスを土曜日に使用するものであり、運行会社がスクールバスと別になると不測の事態が発生したときの対応ができなくなるなど管理運営上支障が出るおそれがある。 そのため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定によりスクールバスの運行会社である有馬運輸と随意契約を行うものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）		